

転園申請をされた保護者様へ

転園とは…認可保育園・認定こども園・地域型保育施設（小規模保育園、家庭福祉員、ベビールーム等）のいずれかに在籍中の児童が、他の保育園等（前記）に移ることを指します。

転園申請の有効期間は、転園を希望する月から年度内の6か月間です。

（現在在籍している保育施設で、継続通園の書類をご提出いただいた場合でも、有効期間中は転園申請が有効です。）

転園が決まった場合、現在在籍している保育施設に戻ることはできません。

また、転園を決定する際に保育サービス課から再度意思確認はいたしません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに『申込内容変更届』の2番（※1 申込取下）にご記入いただき、選考会議日前日までに入園相談係へご提出ください。

【例】4月1次入所分からの申込みを取り下げる場合の提出日…12月21日（金）まで

希望施設を変更する場合は、『申込内容変更届』の1番（※2 希望施設変更）にご記入いただき、変更開始月の申込み締切日までに入園相談係へご提出ください。

【例】4月1次入所分からの希望園を変更したい場合の提出日…11月26日（月）まで

※1 申込取下げとは…申込みをしているものが無効になります。申込取下げ後、保育施設を希望する場合は再度申請が必要です。

※2 希望施設変更とは…希望している施設の削除・追加・希望順位変更のことを指します。

《各月の申込み締切日について》

入所希望月	申込み締切日	入所希望月	申込み締切日
5月入所	平成31年4月10日（水）	10月入所	平成31年9月10日（火）
6月入所	平成31年5月10日（金）	11月入所	平成31年10月10日（木）
7月入所	平成31年6月10日（月）	12月入所	平成31年11月11日（月）
8月入所	平成31年7月10日（水）	※平成32年（2020年）1・2・3月の入所受付は、平成31年10月頃、区のホームページでお知らせします。	
9月入所	平成31年8月13日（火）		

内容をご確認のうえ、ご自宅で保管してください。

申込内容変更届については、ホームページでダウンロード可能です。

保育サービス課入園相談係

TEL : 03-3579-2452